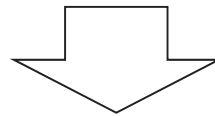

原子力規制検査への対応について

2018年 6月 5日
電気事業連合会



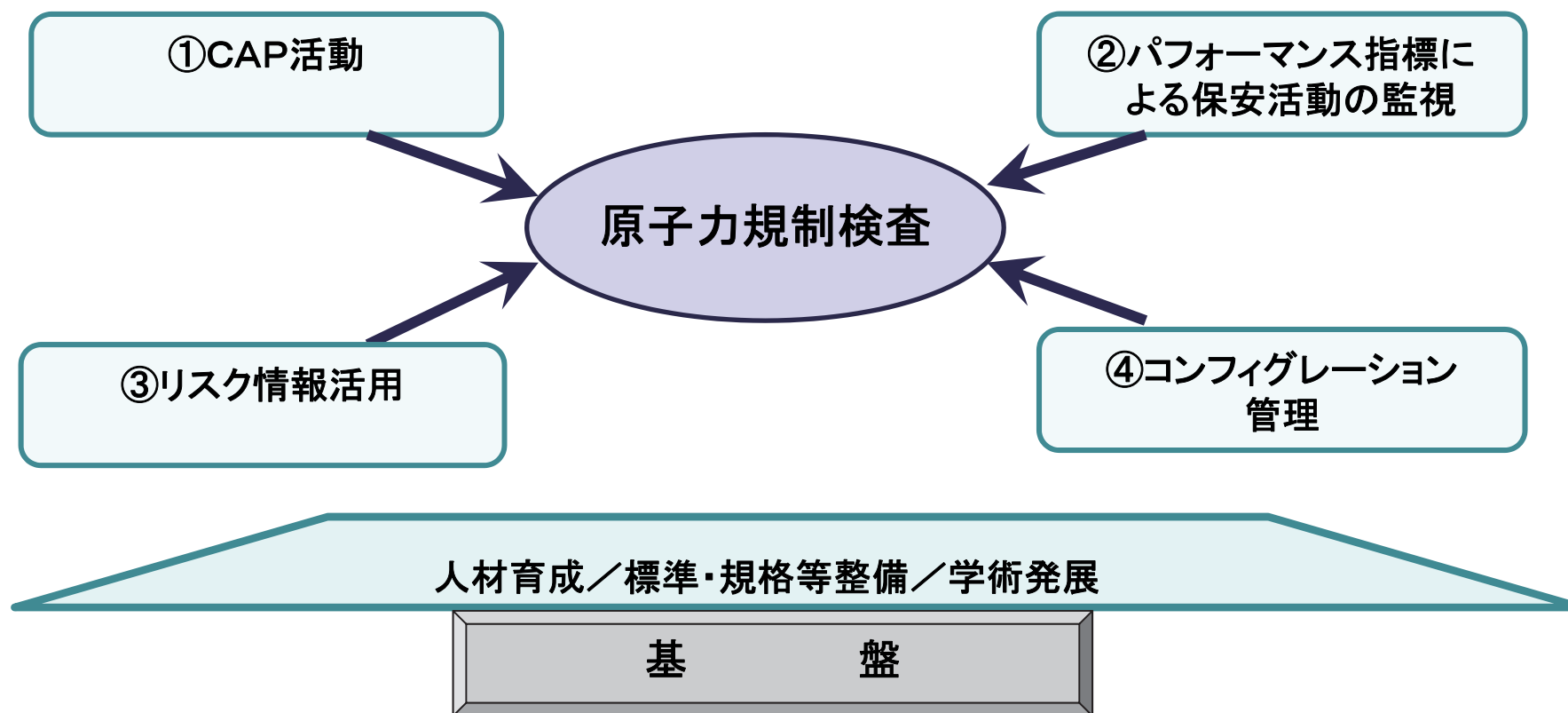
- 原子力規制検査制度は、米国の検査制度であるROPをひな形に制度設計を進めており、リスク・インフォームド、パフォーマンス・ベースの考えを取り入れ、規制と事業者がそれぞれの役割分担の下、効率的に実質的な安全性の向上を目指した検査制度と認識。
- 第一義的責任を有する事業者は、保安活動を着実に実施し、規制は安全上重要な事項に規制資源を集中。
- この制度を成立させる前提は、事業者が自らの責任として原子炉施設の安全確保を主体的に果たすこと。(米国ROP同様)
事業者の自主的安全性向上活動は不可欠。



自主的安全性向上に向けた取り組みを推進

自主的安全性向上に向けた取り組み

- 新たな検査制度は、事業者を「大人」扱いするということ。
- 「大人」扱いされるということは、原子力の安全を確保するために**自律し、問題に気付き、自ら主体的に考え、改善を継続**し続けるということ。
- 自主的に安全性の向上を図るため、以下①～④に取り組んでいる。



- 原子力発電設備の設計、建設、維持管理等における民間の規格・基準の重要性は従来から変わることがなく、産業界として着実に取り組む。
- 検査制度の見直しに伴う法令改正等の対応に必要な規格類の検討を進めることは、規制の予見性を高めて的確に対応する観点で重要な課題であり、事業者としても前向きに取り組む。
- また、規格基準類の改定にあたっては、使用者である事業者と公平性・公正性・公開性の原則に沿って策定する各学協会が、共通の認識を持つことが重要。
- このため事業者のニーズ及びそれを踏まえリスクを考慮した安全性向上への効果度合いを規格基準類策定方針等に反映することを目的に、3学協会との意見交換会を2016年12月から実施している。

- 検査制度の見直しに対応し、規制サイド(NRA)、産業界サイド(事業者、NRRC、JANSI)が検討・整備している項目を整理し、改定・制定が必要と思われる規格基準類について、事業者のニーズとして3学協会に提示。

事業者が検査制度見直しに伴い改定・制定が必要と考える規格・基準(例)

- ・原子力安全のためのマネジメントシステム規程(JEAC4111)
- ・原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209)
- ・PRA標準関連(AESJ)
- ・新規制基準対応関係基準(竜巻、火山、津波、浸水防護、大規模損壊対処設備、重大事故等対処設備、可搬設備、火災防護)
- ・炉心・燃料に係る検査規程(JEAC4212)
- ・取替炉心の安全性評価規程(JEAC4211)
- ・安全機能を有する電気・機械設備の重要度分類指針(JEAG4612)
- ・安全機能を有する計測制御装置の設計指針(JEAG4611)
- ・原子力安全のためのマネジメントシステム規程の適用指針(JEAG4121)
- ・発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME)
- ・発電用原子力設備規格 維持規格(JSME) など

- 原子力規制検査の基本理念の一つとしてリスク情報の活用が掲げられており、事業者としてもPRAを活用すべくモデルの高度化等を進めている。また、PRA, リスク情報の活用には、以下の規格基準類を積極的に活用していく。
 - ✓ PRA標準類(AESJ-SC-RK006他)
 - ✓ 原子力発電所の継続的な安全性向上のためのリスク情報を活用した統合的意思決定に関する実施基準(AESJ-SC-S00X-XXX)
- 次に、発電所の業務運営に関連の深い規格基準類についても学協会において見直し検討を進めていただいております、事業者は継続してこれらを活用していく。(以下、例示)
 - ✓ 原子力安全のためのマネジメントシステム規程(JEAC4111-20XX)
 - ✓ 原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-20XX)
 - ✓ 原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程(JEAC4212-20XX)
 - ✓ 「発電用原子燃料の製造に係る燃料体検査規程」(JEAC42xx-20XX)など

- 原子力規制検査は2020年4月から施行。
- それに先立ち、本年2018年10月から試運用を行う予定。
- 事業者としては、まずは代表プラント(東京電力、関西電力)で試運用を実施しその後、規制および事業者双方の習熟を目的とした試運用を提案。
- 試運用の詳細については、規制および事業者双方において実効的・効率的な運用となるよう継続的に議論を進めているところ。

<試運用スケジュール(事業者案)>

